

平成27年3月31日始期

全国公益法人協会
社団・財団法人向け「役員賠償責任保険」団体制度
約 款 集

東京海上日動火災保険株式会社

【目 次】

1. 普通保険約款	2
2. 基本プラン特約条項	
(1) 株主代表訴訟担保特約条項	18
(2) 社団法人用特約条項	19
(3) 財団法人用特約条項	22
(4) 初期対応費用担保特約条項	25
(5) 訴訟対応費用担保特約条項	28
(6) 先行行為担保特約条項	29
(7) 記名子会社自動追加特約条項	30
(8) 被保険者追加特約条項（執行役員・管理職従業員用）	31
3. オプション特約条項	
(1) 会社訴訟一部担保特約条項	32
(2) 会社費用担保特約条項	33
(3) 被保険者間訴訟一部担保特約条項	39
(4) 雇用関連賠償責任追加担保特約条項	40
(5) 身体障害・財物損壊一部担保特約条項	42

会社役員賠償責任保険普通保険約款

第1章 保険金を支払う場合

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。以下「行為」といいます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲）

当社が前条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、次の①または②を被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用

第3条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会社	次の法人をいいます。 ①保険証券の記名法人欄に記載された法人（以下「記名法人」といいます。） ②記名法人の子会社の中で、保険証券の記名子会社欄に記載された法人（以下「記名子会社」といいます。）
役員	会社法上の取締役、執行役および監査役、ならびにこれらに準ずる者として保険証券の被保険者欄に記載された地位にある者であって、法令または定款の規定に基づいて置かれたものをいいます。会計参与および会計監査人を含みません。
被保険者	会社のすべての役員をいい、既に退任している役員およびこの保険契約の保険期間中に新たに選任された役員を含みます。ただし、初年度契約の保険期間の初日より前に退任した役員を除きます。 また、役員が死亡した場合はその者とその相続人または相続財産法人を、役員が破産した場合はその者とその破産管財人を同一の被保険者とみなします。
一連の損害賠償	損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数

用語	定義
請求	等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。その行為が同一の役員によってなされた行為であるか、他の役員によってなされた行為であるかを問いません。 なお、一連の損害賠償請求を構成するすべての損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時になされたものとみなします。
法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。）によって生じた費用（被保険者または会社の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。）で、当会社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。
継続契約	会社役員賠償責任保険普通保険約款に基づく当会社との保険契約（以下「会社役員賠償責任保険契約」といいます。）の保険期間の末日（その会社役員賠償責任保険契約が末日前に解除されていた場合はその解除日）を保険期間の初日とし、記名法人を同一とする会社役員賠償責任保険契約をいいます。
子会社	会社法に定める子会社または子会社に該当していた法人をいいます。
初年度契約	継続契約以外の会社役員賠償責任保険契約をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第4条（保険責任の始期および終期）

- （1）当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- （2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- （3）保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領収前になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

第2章 保険金を支払わない場合

第5条（保険金を支払わない場合－その1）

当社は、被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、次に記載されている事由または行為が、実際に生じまたは行われたと認められる場合に本条の規定が適用されるものとし、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

- ①被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
 - ②被保険者の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。）に起因する損害賠償請求
 - ③法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する損害賠償請求
 - ④被保険者に報酬または賞与その他の職務執行の対価が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
 - ⑤被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求
 - ⑥次の者に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求
- ア. 政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等（それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます。）
- イ. 利益を供与することが違法とされるその他の者

第6条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、①から⑦までに記載されている事由または行為については、実際に生じまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定が適用されるものとします。本条の規定は、被保険者ごとに個別にではなく、その事由または行為があったと申し立てられた役員に限らず、すべての被保険者に対して適用されます。

- ①初年度契約の保険期間の初日より前に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求
- ②初年度契約の保険期間の初日より前に会社に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実に関因する一連の損害賠償請求
- ③この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を保険契約者またはいずれかの被保険者が知っていた場合（知っていた

と判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求

④この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求

⑤直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害賠償請求

ア. 地震、噴火、洪水、津波その他の天災

イ. 戦争（宣戦の有無を問いません。）、内乱、変乱、暴動、騒じょうその他の事変

ウ. 汚染物質の排出、流出、いつ出、漏出（それらが発生するおそれがある状態を含みます。）または汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示・要求。汚染物質とは、固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

エ. 核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染。核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます。危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。

オ. 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性

⑥次のものについての損害賠償請求

ア. 身体の障害（疾病または死亡を含みます。）または精神的苦痛

イ. 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）

ウ. 口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害

⑦記名子会社の役員に対する損害賠償請求のうち、次のもの

ア. その記名子会社が記名法人の会社法に定める子会社に該当しない間に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する損害賠償請求

イ. その記名子会社が記名子会社として保険証券に記載された時より前に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する損害賠償請求

⑧他の被保険者または記名法人もしくはその子会社からなされた損害賠償請求、または株主代表訴訟であるかどうかにかかわらず、被保険者または記名法人もしくはその子会社に関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求

⑨会社の総株主の議決権につき、保険証券記載の割合（会社が複数である場合は、個々にその割合を算出するものとします。）以上を直接または間接的に有する者（株主権行使の指示を与える権限を有する者を含みます。以下「大株主」といいます。）からなされ

た損害賠償請求、または株主代表訴訟であるかどうかにかかわらず、大株主が関与して、会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求

第7条（保険金を支払わない場合—その3）

- （1）当社は、被保険者に対して株主代表訴訟等による損害賠償請求がなされ、その結果、被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- （2）（1）の規定は、法律上の損害賠償責任を負担することとなった被保険者以外の被保険者については、これを適用しません。

第8条（保険金を支払わない場合—その4）

（1）当社は、保険期間中に次に定める取引（以下「取引」といいます。）が行われた場合は、取引の発効日の後に行われた行為に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、この場合においても、当社は保険料を返還しません。

- ①会社が第三者と合併すること、または会社の資産のすべてを第三者に譲渡すること。
- ②第三者が、会社の総株主の議決権につき、直接または間接的に過半数を取得すること。

（2）保険契約者または被保険者が（1）に規定する取引が行われた事実を遅滞なく当社に対して書面により通知し、当社が書面により承認した場合は、（1）の規定を適用しません。

第9条（保険金を支払わない場合—その5）

当社は、会社または被保険者が次のいずれかの米国の法令（その修正条項を含みます。）に違反したと主張する申立て（実際に違反し、または違反したと認められる場合に限りません。）に基づく損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。本条の規定は、被保険者ごとに個別にではなく、その違反を申し立てられた役員に限らず、すべての被保険者に対して適用されます。

- ①Employee Retirement Income Security Act of 1974（1974年従業員退職所得保障法）
（その修正条項、同法に基づき各州で制定された州法、その他これらに準ずる法令を含みます。）
- ②Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act, 18 U.S.C. § §1961 et seq.
（1970年事業への犯罪組織等の浸透の取締りに関する法律（合衆国法律集18巻1961条以下）、その修正条項および同法に基づく法令を含みます。）
- ③Securities Exchange Act of 1934（1934年証券取引所法）第16条(b)項（その修正条項、同種の州法およびコモン・ローを含みます。）

第3章 当社の支払限度額

第10条（支払限度額および免責金額）

（1）当社がこの保険契約に基づき、一連の損害賠償請求について保険金を支払うべき損害の額は、被保険者ごとに次の算式によって得た額とします。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者が} \\ \text{被った損害} \\ \hline \text{の合計額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者1名} \\ \text{あたりの} \\ \text{免責金額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{保険証券記載} \\ \text{の縮小支払} \\ \text{割合} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金を} \\ \text{支払う} \\ \text{損害の額} \\ \hline \end{array}$$

（2）被保険者1名あたりの免責金額は、次の算式によって得た額または保険証券記載の役員1名あたりの免責金額のいずれか低い方の額とします。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険証券記載の} \\ \text{1請求あたりの} \\ \text{免責金額の上限} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{損害を被った} \\ \text{被保険者の人数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者1名} \\ \text{あたりの免責金額} \\ \hline \end{array}$$

（3）（1）および（2）の規定において、第3条（用語の定義）の被保険者に関する規定に基づき同一の被保険者とみなされた者は、その人数にかかわらず、1名の被保険者とみなします。

（4）当社がこの保険契約に基づき支払う保険金の額は、すべての被保険者に対して支払う保険金の額を合算して、保険証券記載の保険期間中総支払限度額を限度とします。また、第24条（損害賠償請求等の通知）（2）の規定に基づき、この保険契約の保険期間中に受けたものとみなされる損害賠償請求についても、この規定が適用されるものとします。

（5）当社は、争訟費用を保険証券記載の保険期間中総支払限度額に加算して保険金を支払うものではありません。争訟費用は、損害の一部であり、（1）から（4）までの規定が適用されるものとします。

第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第4章 保険契約者または被保険者の義務

第12条（告知義務）

（1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

①（2）の事実がなくなった場合

②当社が保険契約締結の際、（2）の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③保険契約者または被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求がなされる前に告知事項につき書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④当社が（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（4）（2）の規定による解除が第1条の損害賠償請求による損害の発生後になされた場合であっても、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) の事実に基づかずになされた第1条の損害賠償請求による損害には適用しません。

第13条 (通知義務)

(1) 保険契約締結の後、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、当社に申し出る必要はありません。

(2) (1) の事実がある場合（(4) ただし書の規定に該当する場合を除きます。）は、当社は、その事実について変更依頼書を受領したかどうかにかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、当社が(2) の規定による解除の原因を知った時から1か月を経過した場合または(1) の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) 保険契約者または被保険者が(1) に規定する手続を怠った場合は、当社は、(1) の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更依頼書を受領するまでの間になされた第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1) に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときを除きます。

(5) (4) の規定は、(1) の事実に基づかずになされた第1条の損害賠償請求による損害には適用しません。

第14条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第5章 保険契約の無効または解除および保険料の返還または請求

第15条 (保険契約の無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目

的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第 16 条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第 17 条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第 18 条（重大事由による解除）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ①保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（2）（1）の規定による解除が第 1 条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求による損害の発生後になされた場合であっても、（1）①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第 1 条の損害賠償請求による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第 19 条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生じます。

第 20 条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

- （1）第 12 条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還しまたは請求します。
- （2）第 13 条（通知義務）（1）の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未經

過期間（その事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還しまたは請求します。

(3) 保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り）は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定により当社がこの保険契約を解除することができる場合は、当社は、保険金を支払いません（既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。）。ただし、第13条(1)の事実が生じた場合において、その事実が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求による損害については、この規定を適用しません。

(5) (1)および(2)に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知して承認を請求し、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間（条件を変更する時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還しまたは請求します。

(6) (5)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前になされた第1条の損害賠償請求による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 第15条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、当社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効した場合は、当社は、未経過期間（失効した時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第22条（保険料の返還－取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により当社が保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第23条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第12条（告知義務）(2)、第13条（通知義務）(2)、第18条（重大事由による解除）(1)または第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)

の規定により当社が保険契約を解除した場合は、当社は、未経過期間（解除の時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第 17 条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、保険料から既経過期間（保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。）に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第 6 章 保険金の請求手続

第 24 条（損害賠償請求等の通知）

(1) 被保険者が損害賠償請求を受けた場合は、保険契約者または被保険者は、次の事項を遅滞なく当社に書面により通知しなければなりません。

- ①損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報
- ②他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）

(2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（ただし、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。）を知った場合は、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく当社に書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、保険契約者または被保険者がその状況を知った時（知ったと合理的な理由に基づき判断できる時）をもってなされたものとみなします。

(3) (1) または (2) の場合において、被保険者が第三者に対し求償することができるときは、保険契約者または被保険者は、求償権の保全または行使に必要な手続その他損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講じなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく (1) および (2) に規定する義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく (3) に規定する義務に違反した場合は、当社は、第 1 条（保険金を支払う場合）の損害の額から損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第 25 条（争訟費用、法律上の損害賠償金）

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、損害賠償請求の解決に先立って、あらかじめ争訟費用を支払うことができますものとし、ただし、既に支払われた争訟費用の全額または一部について、この約款の規定により保険金の支払を受けられないこととなった場合は、被保険者は、支払われた額を限度として当社へ返還しなければなりません。
- (2) 当社は、この保険契約によって防御の義務を負担するものではありません。
- (3) 被保険者は、あらかじめ当社の書面による同意がない限り、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または争訟費用の支払を行ってはなりません。この保険契約においては、当社が同意した法律上の損害賠償金および争訟費用のみが損害として保険金支払の対象となります。
- (4) 被保険者およびその他の者に対してなされた損害賠償請求に関する争訟費用と被保険者およびその他の者が連帯して負担する法律上の損害賠償金について当社が同意した場合は、保険契約者、被保険者および当社は、被保険者およびその他の者それぞれが負担すべき金額の公正にして妥当な配分を決定するために協力するものとし、当社は、その配分の決定に基づいて定まった損害に対して、保険金を支払います。

第 26 条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 当社は、必要と認めた場合は自己の費用をもって、被保険者に対する損害賠償請求についての調査、調停、仲裁、和解もしくは訴訟につき、被保険者に協力することができるものとし、この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、当社に協力し必要な情報を提供しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく（1）の協力の要求に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 27 条（先取特権－法律上の損害賠償金）

- (1) 第 1 条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求を被保険者に対して行う権利を有する者（以下「被害者」といいます。）は、被保険者の当社に対する保険金請求権（第 2 条（損害の範囲）①の損害に対するものに限ります。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- (2) 当社が第 2 条①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限り、
 - ①被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当社から被保険者に支払う場合（被保険者が弁済した賠償債務の金額を限度とします。）
 - ②被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当社から直接、被害者に支払う場合
 - ③被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当社から直接、被害者に

支払う場合

- ④被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（被害者が承諾した金額を限度とします。）
- (3) 保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第28条（保険金の請求）

- (1) 被保険者の保険金請求権は、第2条（損害の範囲）①の損害に対するものは第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求がなされた時に、第2条②の損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- (2) 被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行使できるものとします。
- ①第2条①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第1条の損害の額が確定した時
- ②同条②の費用に対するものは、第1条の損害の額が確定した時
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち当社が求めるものを保険証券に添えて当社に提出しなければなりません。
- ①保険金の請求書
- ②被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
- ③被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- ④被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- ⑤争訟費用の支出を証する領収書または精算書
- ⑥その他当社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく（4）に規定する義務に違反した場合または（3）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは

は証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 29 条（保険金の支払時期）

（1）当社は、被保険者が前条（3）に規定する手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて 30 日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害賠償請求の原因、損害賠償請求がなされた状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（2）（1）の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① （1）①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180 日
- ② （1）①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
- ④ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- ⑤ 損害賠償請求の原因となる事由もしくは事実の検証・分析を行うために特殊な専門知識・技術を要する場合、これらの事由もしくは事実が過去の事例・判例等に鑑みて特殊である場合または同一のもしくは関連する行為による被害者が多数となる等被害が広範に及ぶ場合において、（1）①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑

定等の結果の照会 180日

(3) (2) ①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2) ①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2) ①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1) から (3) までに掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、(1) から (3) までの期間に算入しないものとします。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）(2) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当会社に移転します。

①当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

②①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社に移転する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当会社に協力するために支出した費用は、当会社の負担とします。

第7章 管轄裁判所および準拠法

第32条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとし

ます。

第 33 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

（別表）

短期料率表

既経過期間	7日 まで	15日 まで	1ヶ月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで	1年 まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100 %

証券番号

Y	1	0	0	4	9	3	3	1	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

株主代表訴訟担保特約条項

(会社役員賠償責任保険普通保険約款用)

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、会社役員賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第7条(保険金を支払わない場合—その3)の規定にかかわらず、被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害に対して、当会社所定の保険料の支払を条件に、保険金を支払います。

第2条(支払限度額)

当社がこの保険契約で支払う保険金の額は、普通保険約款、この特約条項および他の特約条項で支払う保険金の額を合計して保険証券記載の保険期間中総支払限度額を限度とします。

第3条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯する他の特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	1	0	0	4	9	3	3	1	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

社団法人用特約条項

(会社役員賠償責任保険用)

第1条 (この特約条項を適用する場合)

この特約条項は、保険証券の記名法人欄または記名子会社欄に記載された法人が社団法人である場合に、その法人についてのみ適用します。

第2条 (読替規定)

(1) この保険契約において、会社役員賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定中の次の用語は、それぞれ下表のとおり読み替えます。

読替前	読替後
会社	法人
子会社	子法人
記名子会社	記名子法人
会社法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
株主代表訴訟	社員代表訴訟
総株主	総社員
株主	社員
取締役会決議	理事会決議
取締役会	理事会
取締役、執行役または監査役	理事または監事
会社法第847条第1項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第278条第1項
会社法第847条第3項または第5項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第278条第2項または第4項

(2) この保険契約において、普通保険約款第3条 (用語の定義) の規定中「役員」の定義を次のとおり読み替えます。

「

用語	定義
役員	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する理事もし

	くは監事またはこれらに準ずる者として保険証券の被保険者欄に記載された地位にある者であって、法令または定款の規定に基づいて置かれたものをいいます。会計監査人を含みません。
--	--

」

(3) この保険契約において、普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合—その2）⑦から⑨までの規定をそれぞれ次のとおり読み替えます。

「⑦ 記名子法人の役員に対する損害賠償請求のうち、次の行為またはその行為に関連する他の行為に起因してなされたもの

ア. その記名子法人が記名法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める子法人に該当しない間（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行前においては、直接的であるか間接的であるかにかかわらず、記名法人がその記名子法人の社員総会その他の組織、運営または管理の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していなかった間）に行われた行為

イ. その記名子法人が記名子法人として保険証券に記載された時より前に行われた行為

⑧ 他の被保険者または記名法人もしくはその子法人からなされた損害賠償請求、または社員代表訴訟であるかどうかにかかわらず、被保険者または記名法人もしくはその子法人が関与して、記名法人もしくはその子法人の社員もしくは債権者またはこれらに準ずる者によってなされた損害賠償請求

⑨ 大口議決権保有社員からなされた損害賠償請求または大口議決権保有社員が関与して法人の社員または債権者によってなされた損害賠償請求。大口議決権保有社員とは、法人の社員総会に関し、保険証券に記載された割合以上の議決権を直接的または間接的に有する者またはその割合以上の議決権の行使を指示する法的権限を有する者をいいます。」

(4) この保険契約に会社費用担保特約条項が付帯されている場合は、同特約条項第3条（保険金を支払わない場合）（1）の規定中「各監査役または各監査委員の同意」とあるのは、「各監事の同意」と読み替えます。

(5) この保険契約に会社訴訟一部担保特約条項または被保険者間訴訟一部担保特約条項が付帯されている場合は、次の規定をそれぞれ下表のとおり読み替えます。

規定	読替前	読替後
会社訴訟一部担保特約条項第1条（免責規定の適用除外）（2）および被保険者間訴訟一部担保特約条項第2条（免責規定の適	記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者	記名法人もしくはその子法人の社員もしくは債権者またはこれらに準ずる者

用除外) (1)		
----------	--	--

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第5条 (保険金を支払わない場合—その1) から第9条 (保険金を支払わない場合—その5) までに規定する損害のほか、被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 過去に法人の役員 (本条においては、管理職従業員を除きます。) であった者からなされた損害賠償請求
- ② 被保険者である役員 (退任した役員を含みます。) の配偶者、六親等内の血族または三親等内の姻族からなされた損害賠償請求
- ③ 法人に次のいずれかの事由が生じたことに関連して、法人に対して債権を有する者からなされた損害賠償請求
 - ア. 破産手続もしくは再生手続の開始の申立てがあったことまたは解散したこともしくは清算手続に入ったこと。
 - イ. 手形交換所において、取引停止処分がなされたこと。

第4条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	1	0	0	4	9	3	3	1	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

財団法人用特約条項

(会社役員賠償責任保険用)

第1条 (この特約条項を適用する場合)

この特約条項は、保険証券の記名法人欄または記名子会社欄に記載された法人が財団法人である場合に、その法人についてのみ適用します。

第2条 (読替規定)

(1) この保険契約において、会社役員賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定中の次の用語は、それぞれ下表のとおり読み替えます。

読替前	読替後
会社	法人
子会社	子法人
記名子会社	記名子法人
会社法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
取締役会決議	理事会決議
取締役、執行役または監査役	理事または監事

(2) この保険契約において、普通保険約款第3条 (用語の定義) の規定中「役員」の定義を次のとおり読み替えます。

「

用語	定義
役員	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する理事、監事もしくは評議員またはこれらに準ずる者として保険証券の被保険者欄に記載された地位にある者であって、法令または定款の規定に基づいて置かれたものをいいます。会計監査人を含みません。

」

(3) この保険契約において、普通保険約款第6条 (保険金を支払わない場合—その2)

⑦および⑧の規定は、それぞれ次のとおり読み替えます。

「⑦ 記名子法人の役員に対する損害賠償請求のうち、次の行為またはその行為に関連

する他の行為に起因してなされたもの

ア. その記名子法人が記名法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める子法人に該当しない間（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行前においては、同法に定める子法人の条件を満たす法人に該当しなかった間）に行われた行為

イ. その記名子法人が記名子法人として保険証券に記載された時より前に行われた行為

- ⑧ 他の被保険者または記名法人もしくはその子法人からなされた損害賠償請求、または被保険者または記名法人もしくはその子法人が関与して、記名法人もしくはその子法人の債権者またはこれに準ずる者によってなされた損害賠償請求」

(4) この保険契約に会社訴訟一部担保特約条項が付帯されている場合は、同特約条項第1条（免責規定の適用除外）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第1条（免責規定の適用除外）

会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（保険金を支払わない場合—その2）⑧の規定は、記名法人またはその子法人から被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合、または記名法人もしくはその子法人が関与して、記名法人もしくはその子法人の債権者またはこれに準ずる者から被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が争訟費用を負担することによって被る損害には適用しません。」

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第5条（保険金を支払わない場合—その1）、第6条（保険金を支払わない場合—その2）、第8条（保険金を支払わない場合—その4）および第9条（保険金を支払わない場合—その5）までに規定する損害のほか、被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 過去に法人の役員（本条においては、管理職従業員を除きます。）であった者からなされた損害賠償請求

② 被保険者である役員（退任した役員を含みます。）の配偶者、六親等内の血族または三親等内の姻族からなされた損害賠償請求

③ 法人に次のいずれかの事由が生じたことに関連して、法人に対して債権を有する者からなされた損害賠償請求

ア. 破産手続もしくは再生手続の開始の申立てがあったことまたは解散したこともしくは清算手続に入ったこと。

イ. 手形交換所において、取引停止処分がなされたこと。

第4条（免責規定の適用除外）

この保険契約において、普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合—その2）⑨、第7条（保険金を支払わない場合—その3）および第8条（保険金を支払わない場合—その4）（1）②の規定は、適用しません。

第5条（特約条項の適用除外）

- （1）この保険契約において、株主代表訴訟担保特約条項の規定は、適用しません。
- （2）この保険契約において、初期対応費用担保特約条項が付帯されている場合は、同特約条項第1条（初期対応費用の支払）（2）②の規定は適用しません。
- （3）この保険契約において、訴訟対応費用担保特約条項が付帯されている場合は、同特約条項第1条（訴訟対応費用の支払）②の規定は、適用しません。
- （4）この保険契約において、被保険者間訴訟一部担保特約条項が付帯されている場合は、同特約条項第2条（免責規定の適用除外）（1）および同特約条項第3条（用語の定義）の規定は、適用しません。

第6条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	1	0	0	4	9	3	3	1	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

初期対応費用担保特約条項

(会社役員賠償責任保険用)

第1条 (初期対応費用の支払)

(1) 次のいずれかに該当する場合は、会社役員賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第2条 (損害の範囲) に規定する当社が保険金を支払う損害には、同条①および②に掲げるもののほか、被保険者がその損害賠償請求または状況に対して初期対応を行うために支出した争訟費用以外の社会通念上妥当な費用 (その額および用途が社会通念上妥当なものに限ります。) であって当社が必要かつ有益であると認めるもの (以下「初期対応費用」といいます。) を含むものとします。

- ① 被保険者に対して普通保険約款第1条 (保険金を支払う場合) に規定する損害賠償請求がなされた場合
- ② 被保険者に対して普通保険約款第1条に規定する損害賠償請求がなされるおそれのある状況が発生した場合

(2) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかの日以降に被保険者が支出した費用は、初期対応費用に該当しないものとします。

- ① 被保険者に対して普通保険約款第1条に規定する損害賠償請求が訴えの提起をもってなされた場合に、訴えが提起された日
- ② 会社法第847条第1項の規定等に基づき会社に対する責任追及等の訴えの提起の請求がなされた場合に、訴えの提起の請求がなされた日

第2条 (読替規定)

この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第1条 (保険金を支払う場合)、第6条 (保険金を支払わない場合—その2) 本文なお書きおよび第8条 (保険金を支払わない場合—その4) (1) 本文	損害賠償請求がなされた	損害賠償請求がなされるおそれのある状況が発生した
第4条 (保険責任の始期および)	なされた損害賠償請求	発生した損害賠償請求が

び終期) (3)		なされるおそれのある状況
第5条(保険金を支払わない場合—その1)本文および第6条(保険金を支払わない場合—その2)本文	なされた次の損害賠償請求	次の損害賠償請求がなされるおそれのある状況
第9条(保険金を支払わない場合—その5)本文、第12条(告知義務)(4)、第18条(重大事由による解除)(2)および第20条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(4)	損害賠償請求	損害賠償請求がなされるおそれのある状況
第12条(3)③	損害賠償請求がなされる前	損害賠償請求がなされるおそれのある状況が発生する前
第12条(5)、第13条(通知義務)(5)および第20条(6)	なされた第1条の損害賠償請求	発生した第1条の損害賠償請求がなされるおそれのある状況
第13条(4)	なされた第1条(保険金を支払う場合)の損害賠償請求	発生した第1条(保険金を支払う場合)の損害賠償請求がなされるおそれのある状況
第10条(支払限度額および免責金額)(1)	一連の損害賠償請求	一連の損害賠償請求および損害賠償請求がなされるおそれのある状況
第10条(5)ならびに第25条(争訟費用、法律上の損害賠償金)(1)、(3)および(4)	争訟費用	争訟費用およびこの特約条項により支払う保険金
第25条(3)	法律上の損害賠償金および争訟費用	法律上の損害賠償金、争訟費用およびこの特約条項により支払う保険金

第3条(支払限度額)

当会社がこの保険契約に基づき支払う保険金の額は、普通保険約款およびこの特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項に基づき支払う保険金の額を合計して保

険証券記載の保険期間中総支払限度額を限度とします。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	1	0	0	4	9	3	3	1	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

訴訟対応費用担保特約条項

(会社役員賠償責任保険用)

第1条 (訴訟対応費用の支払)

次のいずれかに該当する場合は、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲）に規定する当社が保険金を支払う損害には、同条①および②に掲げるもののほか、その訴えの提起または訴えの提起の請求に対応するために被保険者が支出した争訟費用以外の社会通念上妥当な費用（その額および用途が社会通念上妥当なものに限ります。）であって当社が必要かつ有益であると認めたものを含むものとします。

- ① 被保険者に対して日本国内において普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害賠償請求が訴えの提起をもってなされた場合
- ② 会社法第847条第1項の規定等に基づき会社に対する責任追及等の訴えの提起の請求がなされた場合

第2条 (支払限度額)

当社がこの保険契約に基づき支払う保険金の額は、普通保険約款およびこの特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項に基づき支払う保険金の額を合計して保険証券記載の保険期間中総支払限度額を限度とします。

第3条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	1	0	0	4	9	3	3	1	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

先行行為担保特約条項

(会社役員賠償責任保険用)

第1条 (読替規定)

会社役員賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第6条 (保険金を支払わない場合—その2) ①の規定中、「初年度契約の保険期間の初日」とあるのは、下欄に記載された遡及日に読み替えます。

遡及日	年	月	日
-----	---	---	---

第2条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	1	0	0	4	9	3	3	1	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記名子会社自動追加特約条項

(会社役員賠償責任保険用)

第1条 (記名子会社)

(1) 当社は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に新たに記名法人の子会社となった者のうち、次の条件をすべて満たすものについては、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（用語の定義）の「会社」の定義②に規定する「記名子会社」とみなします。

- ① 有価証券を証券取引所に上場していないこと。
- ② 設立国が日本であること。
- ③ 総資産額が保険期間の初日における記名法人の総資産額の10%未満であること。

(2) (1)の規定に基づいて「記名子会社」とみなされる者の役員については、普通保険約款第3条の「被保険者」の定義ならびに第6条（保険金を支払わない場合—その2）

①および②の規定中「初年度契約の保険期間の初日」とあるのを「会社が記名法人の子会社となった日」と読み替えます。

(3) (1)の規定に基づいて「記名子会社」とみなされる者の役員については、先行行為担保特約条項（会社役員賠償責任保険普通保険約款用）の規定を適用しません。

第2条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	1	0	0	4	9	3	3	1	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

被保険者追加特約条項(執行役員・管理職従業員用)

(会社役員賠償責任保険用)

第1条 (役員)

この特約条項が付帯される保険契約において、次の者は、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（用語の定義）に規定する役員に該当するものとみなします。

- ① 執行役員
- ② 管理職従業員

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
執行役員	会社の取締役会決議により選任された者のうち、会社の業務の執行を担当する者をいい、会社法上の取締役、執行役または監査役を除きます。
管理職従業員	会社の取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された者をいい、執行役員を除きます。

第3条 (免責規定の適用除外)

普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合—その2）⑧の規定は、管理職従業員から被保険者に対してなされた損害賠償請求、または株主代表訴訟であるかどうかにかかわらず、管理職従業員が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求に起因する損害には適用しません。

第4条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	1	0	0	4	9	3	3	1	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

会社訴訟一部担保特約条項

(会社役員賠償責任保険用)

第1条 (免責規定の適用除外)

- (1) 株主から会社に対して会社法の規定に基づき役員の実行責任等追及等の訴えの提起の請求(以下「責任追及等の提訴請求」といいます。)がなされた場合において、会社役員賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第6条(保険金を支払わない場合—その2)⑧の規定は、その請求に基づき会社がその役員に対して提起した訴訟には適用しません。ただし、責任追及等の提訴請求が被保険者、記名法人もしくはその子会社によって、またはそれらのいずれかが関与してなされたものである場合を除きます。
- (2) (1)の事由のほか、普通保険約款第6条⑧の規定は、記名法人またはその子会社から被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合、または株主代表訴訟であるかどうかにかかわらず、記名法人もしくはその子会社が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者から被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が争訟費用を負担することによって被る損害には適用しません。

第2条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	1	0	0	4	9	3	3	1	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

会社費用担保特約条項

(会社役員賠償責任保険用)

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、会社が次のいずれかの費用(当社の書面による同意を得て支出したものに限り)を支出したことにより、会社が被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 会社初期対応費用
- ② 提訴請求対応費用
- ③ 危機管理コンサルティング費用
- ④ 危機管理対策実施費用
- ⑤ 不提訴理由通知費用
- ⑥ 訴訟告知受理に関する公告・通知費用
- ⑦ 会社補助参加調査費用
- ⑧ 会社補助参加費用
- ⑨ 文書提出命令対応費用
- ⑩ 役員に対する責任免除に関する公告・通知費用

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会社初期対応費用	提訴請求がなされるおそれのある状況が発生した場合に、会社がその状況に対応するために支出した弁護士費用その他社会通念上妥当な費用(その額および用途が社会通念上妥当なものに限ります。)であって、当社が必要かつ有益であると認めるものをいいます。ただし、提訴請求がなされた日以降に支出した費用は含みません。
提訴請求	会社法の規定に基づき、株主が会社に対して役員の実任責任追及等の訴えの提起の請求を行うことをいいます。
提訴請求対応費用	提訴請求がなされた場合に、会社が提訴請求に対応するために支出した弁護士費用その他社会通念上妥当な費用(その額および用途が社会通念上妥当なものに限ります。)であって、当社が必要かつ有益であると認めるものをいいます。ただ

	<p>し、次のいずれかの日以降に支出した費用は含みません。</p> <p>ア. 会社法の規定に基づき、会社が役員の実任追及等の訴えを提起しない理由を株主に通知した日</p> <p>イ. 提訴請求に基づき会社が役員に対して責任追及等の訴えを提起した日</p>
危機管理コンサルティング費用	<p>提訴請求がなされた場合または株主代表訴訟が提起された場合に、その影響を最小化するための対策につき、会社がコンサルティング業者から支援、指導または助言を得るために支出した費用であって、当会社が必要かつ有益であると認めたものをいいます。ただし、提訴請求がなされた時からその翌日以降 180 日が経過するまでの期間に支出した費用に限ります。また、通常支出している人件費や弁護士顧問料等は含みません。</p>
株主代表訴訟	<p>会社法第 847 条第 3 項または第 5 項の規定に基づく訴訟をいいます。</p>
危機管理対策実施費用	<p>コンサルティング業者による支援、指導または助言に基づき、会社が対策を講じるための費用をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、提訴請求がなされた時からその翌日以降 180 日が経過するまでの期間に支出した費用に限ります。</p> <p>ア. 損害賠償請求の原因または対応を説明するために行う新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、広告の費用</p> <p>イ. 株主等の利害関係者に対して書面を発送する郵送の費用</p> <p>ウ. アまたはイのほか、当会社の同意を得て支出した費用</p>
コンサルティング業者	<p>提訴請求がなされた場合に、会社が行う対応の全部または一部について支援、指導または助言を行う者をいい、当社が承認するものに限りします。</p>
不提訴理由通知費用	<p>会社法の規定に基づき、会社が役員の実任追及等の訴えを提起しない理由を株主に通知するために支出した費用をいいます。</p>
訴訟告知受理に関する公告・通知費用	<p>会社法の規定に基づき、会社が役員に対する株主代表訴訟の訴訟告知を受理したことを公告し、または株主に通知するために支出した費用をいいます。</p>
会社補助参加調査費用	<p>会社が補助参加すべきかどうかについて調査を行うために支出した費用をいいます。</p>

会社補助参加費用	役員がその職務として行った行為（不作為を含みます。以下同様とします。）に起因して保険期間中に日本国内において提起された株主代表訴訟に対し、会社法の規定に基づき役員を補助するために会社が訴訟参加すること（以下「補助参加」といいます。）によって会社が支出した争訟費用をいいます。
文書提出命令対応費用	会社が補助参加した場合において、裁判所からの文書提出命令に対応するために支出した費用をいいます。
役員に対する責任免除に関する公告・通知費用	会社法の規定に基づき、取締役会が役員について責任免除の決議を行った場合に、会社はその旨を公告し、または株主に通知するために支出した費用をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、各監査役または各監査委員の同意を得ないで行われた補助参加による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) この保険契約に、会社訴訟一部担保特約条項が付帯されている場合であって、提訴請求によらずに、会社が役員の実任追及等の訴えを提起したときは、当社は、第1条（保険金を支払う場合）①については、保険金を支払いません。

第4条（一連の提訴請求等）

この特約条項において「一連の提訴請求がなされるおそれのある状況または提訴請求もしくは株主代表訴訟」とは、同一の行為またはその行為に関連する他の行為（その行為が同一の役員によってなされた行為であるか、他の役員によってなされた行為であるかを問いません。）に起因するすべての提訴請求がなされるおそれのある状況または提訴請求もしくは株主代表訴訟をいいます。なお、提訴請求がなされるおそれのある状況が発生した時または提訴請求もしくは株主代表訴訟がなされた時がいつであるかまたは提訴もしくは請求を行う株主の数等を問いません。

第5条（支払限度額等）

- (1) 当社は、一連の提訴請求がなされるおそれのある状況または提訴請求もしくは株主代表訴訟について、第1条（保険金を支払う場合）の損害の額が、保険証券記載の1請求あたりの免責金額を超過する場合に限り、その超過額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額のみに対して、保険金を支払います。
- (2) 当社がこの保険契約に基づき支払う保険金の額は、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、この特約条項および他の特約条項に基づき支払う保険金の額を合計して保険証券記載の保険期間中総支払限度額を限度とします。
- (3) 株主代表訴訟の被告となった役員のうち、一部の者についてこの保険契約から全部

または一部の保険金（会社補助参加費用に対するものを除きます。以下「基礎保険金」といいます。）が支払われない場合は、当社が会社補助参加費用について支払う保険金の額は、（１）の規定にかかわらず、次の算式によって算出された額とします。

保険金の額＝

$$\text{会社補助参加費用の額} \times \frac{\text{被告役員のうち基礎保険金が支払われる者の数}}{\text{すべての被告役員の数}}$$

第6条（読替規定）

この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第4条（保険責任の始期および終期）（3）	なされた損害賠償請求	発生した提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求もしくは株主代表訴訟
第5条（保険金を支払わない場合—その1）本文、第6条（保険金を支払わない場合—その2）本文	被保険者に対してなされた次の損害賠償請求	次の提訴請求がなされるおそれのある状況または提訴請求もしくは株主代表訴訟
第5条①から⑥まで、第6条⑤、⑥、⑦アおよびイならびに第9条（保険金を支払わない場合—その5）本文	損害賠償請求	提訴請求がなされるおそれのある状況または提訴請求もしくは株主代表訴訟
第6条本文なお書き	被保険者に対して損害賠償請求がなされた	提訴請求がなされるおそれのある状況が発生したまたは提訴請求もしくは株主代表訴訟がなされた
第6条①から④まで	一連の損害賠償請求	一連の提訴請求がなされるおそれのある状況または提訴請求もしくは株主代表訴訟
第6条③	被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況	提訴請求または株主代表訴訟がなされるおそれのある状況
第6条④	被保険者に対してなされていた損害賠償請求	発生していた提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされていた提訴請求もしくは株主代表訴訟

第6条⑦本文	記名子会社の役員に対する損害賠償請求のうち、次のもの	記名子会社に対する提訴請求がなされるおそれのある状況もしくは提訴請求または記名子会社の役員に対する株主代表訴訟のうち、次のもの
第6条⑧および⑨	からなされた損害賠償請求	によって発生した提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求もしくは株主代表訴訟
第6条⑧および⑨	によってなされた損害賠償請求	によって発生した提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求もしくは株主代表訴訟
第8条（保険金を支払わない場合—その4）（1）本文	損害賠償請求がなされた	提訴請求がなされるおそれのある状況が発生したまたは提訴請求もしくは株主代表訴訟がなされた
第12条（告知義務）（3）③	第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求がなされる前	提訴請求がなされるおそれのある状況が発生する前または提訴請求もしくは株主代表訴訟がなされる前
第12条（4）および第18条（重大事由による解除）（2）	第1条の損害賠償請求	提訴請求がなされるおそれのある状況または提訴請求もしくは株主代表訴訟
第12条（5）、第13条（通知義務）（5）および第20条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（6）	なされた第1条の損害賠償請求	発生した提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求もしくは株主代表訴訟
第13条（4）	なされた第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求	発生した提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求もしくは株主代表訴訟
第18条（2）および第20条（4）	第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求	提訴請求がなされるおそれのある状況または提訴請求もしくは株主代表訴訟
第25条（争訟費用、法律上の損害賠償金）（1）、（3）および（4）ならびに第28条（保険金の請求）（3）⑤	争訟費用	この特約条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑩までの費用

第 25 条（1）および（3）、 第 28 条、第 29 条（保険金 の支払時期）ならびに第 31 条（代位）	被保険者	会社
--	------	----

第 7 条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	1	0	0	4	9	3	3	1	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

被保険者間訴訟一部担保特約条項

(会社役員賠償責任保険用)

第1条 (免責の適用除外)

(1) この保険契約において、会社役員賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第6条 (保険金を支払わない場合—その2) ⑧の規定は、次の損害賠償請求または訴訟には適用しません。

- ① この保険契約に基づき保険金が支払われる損害賠償請求に関する損害賠償責任の分担について、被保険者が他の被保険者に対して提起した損害賠償請求
- ② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般社団・財団法人法」といいます。) 上の外部理事または外部監事が提起した損害賠償請求

(2) この保険契約において、特定危険不担保特約条項①、非上場会社等特定危険不担保特約条項第1条 (保険金を支払わない場合) ①、社団法人用特約条項第3条 (保険金を支払わない場合) ①または財団法人用特約条項第3条 (保険金を支払わない場合) ①の規定は、適用しません。

第2条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	1	0	0	4	9	3	3	1	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

雇用関連賠償責任追加担保特約条項

(会社役員賠償責任保険用)

第1条 (免責規定の一部適用除外)

この保険契約において、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（保険金を支払わない場合—その2）⑥アおよびウの規定は、侵害行為により発生した事故に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害には適用しません。

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
侵害行為	次のいずれかに該当する行為をいいます。 ア. 職場において行われる性的な言動に対する対応により職場の労働者に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害すること。 イ. 職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を利用して、業務の適正な範囲を超えて、労働者に対して精神的・身体的苦痛を与えることまたは職場環境を悪化させること。 ウ. 労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。
事故	他人の精神的苦痛（それに起因する身体の障害を含みます。）または口頭もしくは文書による誹謗、中傷もしくはプライバシーの侵害をいいます。
労働者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 会社の事業場において会社に使用され、賃金を支払われる者（以下「使用人」といいます。） イ. 会社の事業場において会社のために労働に従事する者（使用人を除きます。）

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、使用人に対する賃金の支払による損害に対しては、名目がいかなるものであっても、保険金を支払いません。

(2) 当社は、被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、①または②に規定する行為については、実際に生じまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本項の規定が適用されるものとします。

① 被保険者自身が性的な言動を行ったことについての損害賠償請求

② 被保険者自身が職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を利用して、労働者に対して精神的・身体的苦痛を与えたことについての損害賠償請求

第4条（侵害行為に関する特則）

侵害行為について、次の確認、取消または保全を求める請求が普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求と同時になされた場合において、それぞれによって生じた費用を区分することが困難であると認められるときは、普通保険約款第2条（損害の範囲）②に規定する費用は、普通保険約款第1条の損害賠償請求のみによって生じたものとみなします。

① 解雇、配転命令等の無効の確認または取消し

② 雇用契約上の地位の確認または保全

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	1	0	0	4	9	3	3	1	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

身体障害・財物損壊一部担保特約条項

(会社役員賠償責任保険用)

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（保険金を支払わない場合—その2）⑥アまたはイの規定にかかわらず、被保険者に対してなされた他人の身体の障害または財物の損壊等についての損害賠償請求に起因する損害のうち、被保険者が争訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
身体の障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウエアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
損壊等	滅失、破損、汚損、紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）をいいます。「滅失」とは、財物とその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、被保険者自身の直接の行為により発生した他人の身体の障害または財物の損壊等に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、この事由については、実際に生じたは行われたと認められる場合に限らず、この事由があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定が適用されるものと

します。

第4条（支払限度額等）

（1）当社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害の額が、保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額のみに対して、保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、次の支払限度額を限度とします。

支払限度額： 保険証券記載の保険期間中総支払限度額の10%

（2）当社がこの保険契約に基づき支払う保険金の額は、普通保険約款、この特約条項および他の特約条項に基づき支払う保険金の額を合計して保険証券記載の保険期間中総支払限度額を限度とします。

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。